

「テレワークトップランナー2024」 募集実施要領

1 目的

テレワークは、ICT を利用し、時間や場所を効果的に活用して柔軟な働き方を実現するツールであり、子育て世代やシニア世代、障がいのある方も含め、国民一人一人のライフステージや生活スタイルに合った柔軟な働き方を実現するものです。少子高齢化の急速な進展による生産年齢人口の減少が大きな社会的課題となる中、労働人口の確保と労働生産性の向上が必要不可欠であり、テレワーク普及の重要性は増しています。

一方で、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、テレワークの有用性が社会に認識され、多くの企業・団体等において活用されるようになったものの、現在、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等に伴い、一部では出社回帰の傾向も見られています。

総務省ではこれまで、テレワークの普及促進のため、テレワークの導入・活用を進め、他の企業・団体の模範となる優れた取組を実施している企業・団体を選定し、表彰してきました。

今般の「テレワークトップランナー2024」の募集・表彰では、テレワークの普及に関する現状を踏まえ、特色ある新たな取組を知る機会を創り、テレワークの価値を改めて発信することで、より多くの企業・団体の参考となり、テレワークの積極的な導入・活用が進展することを目的として実施します。

2 募集概要

(1) 募集対象者

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク（外出先での勤務）又はサテライトオフィス勤務等）が就業規則等に定められている企業・団体（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）、特定非営利活動法人、都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体）。

なお、応募時点までの過去3年間において、労働関連法令及びその他関係法令等に重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると思われる方並びに公序良俗に反する事業を行っている方のご応募はお断りいたします。

(2) 応募方法

テレワーク月間ウェブサイトに掲載する応募フォームリンクにアクセス、もしくは応募様式をダウンロードいただき、必要事項等をご記入の上、ご応募ください。

URL: <https://teleworkgekkan.go.jp/>

(3) 募集期間

令和6年6月3日（月）～令和6年7月31日（水）【必着】

(4) 審査等

ア 審査方法

「テレワークトップランナー2024」は、審査基準（別紙3）をもとに、外部有識者等による審査を経て選定します。「テレワークトップランナー2024 総務大臣賞」については、「テレワークトップランナー2024」選定企業・団体の中から、特に優れた取組を行

っている企業・団体を外部有識者等による審査会にて選定し、その結果を踏まえて決定します。

(審査項目の概要)

1. テレワークの十分な活用実績^(注)

テレワーク対象従業員の割合、テレワーク実施者の割合、テレワークの実施頻度

2. 以下に該当する優れた取組

- ・ **テレワークの活用による経営効果の発揮**
※テレワークの導入・活用による生産性向上、求人への応募者増、離職率低下、コスト縮減、従業員エンゲージメントの向上など
- ・ **テレワーク時のコミュニケーション面・マネジメント面の課題解決**
※ICT ツールの積極的な導入・活用や社内ルールの整備による、社内コミュニケーションの円滑化やマネジメント面での取組強化など
- ・ **地域産業の活性化や地域情報化の推進等の地域課題解決への寄与につながる取組**
※都市部企業がテレワークを活用して新卒採用社員を遠隔・地域雇用するなど、デジタル人材の地域への定着に関する取組、地域の IT 人材育成など
- ・ **テレワーク導入が馴染まないと思われる業態の企業・団体におけるテレワーク活用・業務改革**
※接客・現場があるなど、テレワークが馴染まないとされる業態の企業・団体において、デジタル化や分業化による業務見直し、その他の工夫等により、テレワークの導入や有効活用を可能にしているなど
- ・ **その他の好事例**
※都市部企業におけるテレワーク定着の好事例、外部アドバイザーの助言活用の好事例、その他、幅広くテレワークの導入・活用に関する取組

イ その他

- ・ 応募内容について、必要に応じて事務局によるヒアリング等へのご協力をお願いすることがあります。
- ・ 審査に関する問合せには一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- ・ お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- ・ 提出いただいた書類は、審査及び優良事例の発信に限定して使用し、事務局において厳正に管理します。

(注) 審査項目 1 については、必要に応じ、業界・業種等によるテレワーク勤務の対象となりうる業務の量・比率の差異を考慮して評価します。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、令和 6 年 10 月頃に総務省ホームページ、テレワーク月間ウェブサイト等で公表する予定です。「テレワークトップランナー2024 総務大臣賞」に選定された企業・団体は、令和 6 年 11 月 25 日（月）に開催予定の表彰式にて表彰を行う予定です。なお、表彰式は厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」及び地方創生担当大臣賞「地方創生テレワークアワード」の表彰式と合同で開催する予定です。

(6) 企業・団体の選出及び表彰に際して

企業・団体の選出に際し、「テレワークトップランナー2024」の選出企業には下記ア、イを、「テレワークトップランナー2024 総務大臣賞」受賞企業には、下記ア～カの事項を実施します。ご協力のほどお願いいたします。

ア ロゴの付与

総務省から「テレワークトップランナー2024」に選定されたことを示すロゴマークを付与し、名刺での表示等、使用できることとします。

イ 選出企業・団体の取組事例集を作成し、テレワーク月間 HP 及び総務省 HP 等に掲載

ウ 内閣府、厚生労働省の大臣賞と合同での表彰式での表彰状授与

エ メディアやテレワーク月間 HP 等からの受賞団体の取組内容の発信

「テレワークトップランナー2024 総務大臣賞」受賞企業・団体には、メディアからの取材に応じていただき、その取組を広く発信することを予定しています。情報発信媒体は、新聞等のマスメディアや就職・転職情報を取扱うメディア等を予定しており、決定後にテレワーク月間ウェブサイト (<https://teleworkgekkan.go.jp>) にて周知いたします。

オ 受賞企業・団体代表者による、表彰イベントでの取組事例発表

(7) その他

- ・ 応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募企業・団体の取組は、全国へ優良事例として紹介するため、広報・PR 活動、各種イベントへの参加等のご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。

(8) 問合せ先

本募集に関する問合せは、テレワークトップランナー2024 事務局宛てにご連絡ください。

テレワークトップランナー2024 事務局
Email : bosyu@teleworkgekkan.go.jp